

第 2 回 江 東 区 消 防 団 運 営 委 員 会

【 書 面 会 議 】

1 都知事諮問事項その二

「消防団区域の変更に伴う分団の受持区域について」

2 配布資料等

資料 1 0	都知事諮問事項（2 東消防消第 1 1 6 7 号）
資料 1 1	江東区消防団運営委員会 答申（案）
資料 1 2	中央防波堤埋立地詳細図
資料 1 3	消防団区域の変更に伴う分団の受持区域について（資料）

3 会議資料発送日

令和 3 年 3 月 1 日（月）

江東区総務部危機管理室防災課

災害対策係 外山・亀崎

電 話：3 6 4 7 - 9 5 8 8（直通）

メール：bosai-tan@city.koto.lg.jp

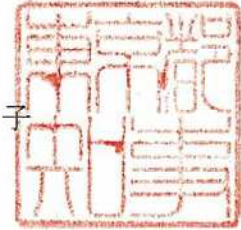
F A X：3 6 4 7 - 8 4 4 0



2 東消防消第 1 1 6 7 号
令和 3 年 2 月 1 5 日

江東区消防団運営委員会
委員長 山崎 孝明 様

東京都知事 小池 百合子



特別区の消防団の組織等に関する規則（昭和 2 6 年東京都規則第 1 4 9 号）第 4 条の規定に基づき、別紙のとおり諮問します。

別紙

1 諮問事項

「消防団区域の変更に伴う分団の受持区域について」

2 趣旨

中央防波堤埋立地の行政区域が確定されたことに伴い、東京消防庁の設置等に関する条例（昭和38年東京都条例第52号）の一部が改正され、江東区海の森一丁目、海の森二丁目、海の森三丁目、中央防波堤外側その一埋立地及び中央防波堤外側その二埋立地が深川消防団の区域とされた。

このことから、「消防団区域の変更に伴う分団の受持区域」について、江東区消防団運営委員会に諮問するものである。

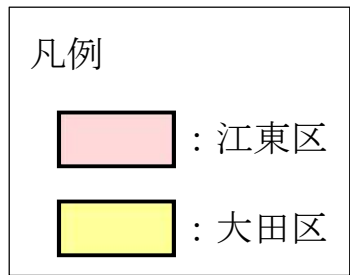
江東区消防団運営委員会 答申（案）

諮問事項	「消防団区域の変更に伴う分団の受持区域について」
------	--------------------------

答 申（案）

江東区海の森一丁目、海の森二丁目、海の森三丁目、中央防波堤外側その一埋立地及び中央防波堤外側その二埋立地は、深川消防団第10分団区域とする。

中央防波堤埋立地詳細図



消防団区域の変更に伴う分団の受持区域について（資料）

